

## 新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 総則 (省略)	第1章 総則 (同左)
第2章 課税価格、税率及び控除	第2章 課税価格、税率及び控除
第19条((相続開始前7年以内に贈与があった場合の相続税額)関係)	第19条((相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額)関係)
19-1 相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額	19-1 贈与により取得した財産の価額
19-2 <u>法第19条第1項の規定の適用を受ける贈与</u>	19-2 <u>相続開始前3年以内の贈与</u>
19-3 相続の放棄等をした者が当該相続の加算対象期間内に贈与を受けた財産	19-3 相続の放棄等をした者が当該相続の開始前3年以内に贈与を受けた財産
19-4 加算対象期間内に被相続人からの贈与により国外財産を取得している場合	19-4 <u>相続の開始前3年以内に被相続人からの贈与により国外財産を取得している場合</u>
19-5～19-10 (省略)	19-5～19-10 (同左)
19-11 相続時精算課税適用者に対する法第19条第1項の規定の適用	19-11 相続時精算課税適用者に対する法第19条の規定の適用
第19条の2((配偶者に対する相続税額の軽減)関係)	第19条の2((配偶者に対する相続税額の軽減)関係)
19の2-1～19の2-7 (省略)	19の2-1～19の2-7 (同左)
19の2-7の2 <u>隠蔽仮装行為があった場合の配偶者の税額軽減額の計算方法</u>	19の2-7の2 <u>隠ぺい仮装行為があった場合の配偶者の税額軽減額の計算方法</u>
19の2-8～19の2-19 (省略)	19の2-8～19の2-19 (同左)
第21条の9((相続時精算課税の選択)関係)	第21条の9((相続時精算課税の選択)関係)
21の9-1・21の9-2 (省略)	21の9-1・21の9-2 (同左)
21の9-3 <u>相続時精算課税選択届出書の提出</u>	21の9-3 <u>提出期限後に「相続時精算課税選択届出書」が提出された場合</u>
21の9-4・21の9-5 (省略)	21の9-4・21の9-5 (同左)
第21条の11の2((相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除)関係)	(新設)
21の11の2-1 <u>相続時精算課税に係る基礎控除の額</u>	(新設)
21の11の2-2 <u>特定贈与者が2人以上ある場合における相続時精算課税に係る基礎控除の額</u>	(新設)
21の11の2-3 <u>特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る贈与税の課税価格に異動があ</u> <u>った場合</u>	(新設)
第21条の15((相続時精算課税に係る相続税額)関係)	第21条の15((相続時精算課税に係る相続税額)関係)
21の15-1・21の15-2 (省略)	21の15-1・21の15-2 (同左)
21の15-2の2 <u>「第21条の11の2第1項の規定による控除」の意義</u>	(新設)

改正後	改正前
<p>21の15-3・21の15-4 (省略)</p> <p>第21条の16((相続時精算課税に係る相続税額)関係)</p> <p>21の16-1 <u>法第21条の15の規定に関する取扱いの準用</u></p> <p>第3章 財産の評価</p> <p>(省略)</p> <p>第4章 申告及び納付</p> <p>(省略)</p> <p>第5章 更正及び決定</p> <p>(省略)</p> <p>第6章 延納及び物納</p> <p>第41条((物納の要件)関係)</p> <p>41-1~41-4 (省略)</p> <p>41-5 <u>法第19条第1項の規定の適用がある贈与財産による物納</u></p> <p>41-6~41-16 (省略)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>(省略)</p>	<p>21の15-3・21の15-4 (同左)</p> <p>第21条の16((相続時精算課税に係る相続税額)関係)</p> <p>21の16-1 「<u>課せられた贈与税</u>」の意義等</p> <p>第3章 財産の評価</p> <p>(同左)</p> <p>第4章 申告及び納付</p> <p>(同左)</p> <p>第5章 更正及び決定</p> <p>(同左)</p> <p>第6章 延納及び物納</p> <p>第41条((物納の要件)関係)</p> <p>41-1~41-4 (同左)</p> <p>41-5 <u>法第19条の規定の適用がある贈与財産による物納</u></p> <p>41-6~41-16 (同左)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>(同左)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第2節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合</p> <p>第4条((遺贈により取得したものとみなす場合))関係</p> <p>(分与財産等に加算する贈与財産)</p> <p>4-4 民法第958条の2の規定により相続財産の分与を受けた者又は同法第1050条の規定による支払いを受けるべき特別寄与料の額が確定した特別寄与者が、<u>19-2(法第19条第1項の規定の適用を受ける贈与)</u>に定める加算対象期間内に被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、<u>法第19条第1項</u>の規定の適用があることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p style="text-align: center;">第1節 相続税</p> <p>第11条の2((相続税の課税価格))関係</p> <p>(遺産が未分割の場合の課税価格の計算)</p> <p>11の2-2 相続税の課税価格は、相続又は遺贈により取得した財産の価額、<u>法第19条第1項の規定により相続税の課税価格に加算される財産の価額及び法第21条の15第1項又は第21条の16第3項の規定により相続税の課税価格に加算又は算入される金額</u>の合計額をいうのであるが、未分割の遺産がある場合には、<u>法第55条本文の規定を適用して</u>、各相続人又は包括受遺者の課税価格を計算することに留意する。</p> <p>(贈与により取得した財産の価額が相続税の課税価格に加算される場合)</p> <p>11の2-5 相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続開始の年において当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産(被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税の適用を受ける財産を除く。)の価額については、<u>法第21条の2第4項の規定により贈与税の課税価格に算入しないで相続税の課税価格に加算することに留意する。</u></p> <p>また、相続開始の年において特定贈与者である被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産の価額については、<u>法第21条の10の規定により贈与税の課税価格に算入され</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第2節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合</p> <p>第4条((遺贈により取得したものとみなす場合))関係</p> <p>(分与財産等に加算する贈与財産)</p> <p>4-4 民法第958条の2の規定により相続財産の分与を受けた者又は同法第1050条の規定による支払いを受けるべき特別寄与料の額が確定した特別寄与者が<u>当該相続に係る被相続人の相続の開始前3年以内に</u>、被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、<u>法第19条の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p style="text-align: center;">第1節 相続税</p> <p>第11条の2((相続税の課税価格))関係</p> <p>(遺産が未分割の場合の課税価格の計算)</p> <p>11の2-2 相続税の課税価格は、相続又は遺贈<u>(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)</u>により取得した財産の価額及び<u>法第19条第1項の規定により相続税の課税価格に加算される財産の価額の合計額をいうのであるが</u>、未分割の遺産がある場合には、<u>法第55条本文の規定を適用して</u>、各相続人又は包括受遺者の課税価格を計算する<u>のであるから留意する。</u></p> <p>(贈与により取得した財産の価額が相続税の課税価格に加算される場合)</p> <p>11の2-5 相続又は遺贈<u>によって</u>財産を取得した者がその相続開始の年において当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産(被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税の適用を受ける財産を除く。)の価額については、<u>法第21条の2第4項の規定により贈与税の課税価格に算入しないで相続税の課税価格に加算することに留意する。</u></p> <p>また、相続開始の年において特定贈与者である被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産の価額については、<u>法第21条の10の規定により贈与税の課税価格に算入され</u></p>

改正後	改正前
<p>る（法第28条第4項の規定により当該財産については贈与税の申告を要しない。）とともに、法第21条の15第1項又は第21条の16第3項の規定により相続税の課税価格にも加算又は算入されることに留意する。</p> <p>(注) 1 相続開始の年において当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者が当該財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、当該相続開始の年の前年以前の年分の贈与について法施行令第5条第1項に規定する「相続時精算課税選択届出書」（以下「相続時精算課税選択届出書」という。）を提出している場合を除き、当該相続時精算課税選択届出書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>2 <u>相続開始の年に特定贈与者である被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産について法第28条第4項の規定により贈与税の申告を要しない場合において、令和6年1月1日以後に贈与により取得した当該財産につき相続税の課税価格に加算又は算入される金額は、当該財産の価額の合計額から法第21条の11の2第1項（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）第70条の3の2第1項を含む。）の規定による控除（以下「相続時精算課税に係る基礎控除」という。）をした残額となることに留意する。</u></p> <p>第12条（（相続税の非課税財産）関係</p> <p>〔保険金関係〕</p> <p>（保険金の非課税金額の計算）</p> <p>12-9 相続人の取得した法第3条第1項第1号に掲げる保険金（法第12条第1項第4号に掲げる給付金を受ける権利を除く。以下12-9において同じ。）の合計額の全部又は一部について措置法第70条第1項（同条第10項において準用する場合を含む。）又は第3項の規定の適用を受ける部分がある場合は、同条の規定の適用を受ける部分の金額を控除した後の保険金の額を基礎として法第12条第1項第5号に掲げる保険金の非課税金額を計算するものとする。なお、同号ロの規定によるこの保険金の非課税金額の計算を算式で示せば、次のとおりである。</p> <p>・・・</p> <p>第18条（（相続税額の加算）関係</p>	<p>る（法第28条第4項の規定により当該財産については贈与税の申告を要しない。）とともに、法第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定により相続税の課税価格にも算入されることに留意する。</p> <p>(注) <u>上記の</u>相続開始の年において当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者が当該財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、当該相続開始の年の前年以前の年分の贈与について法施行令第5条第1項に規定する「相続時精算課税選択届出書」（以下「相続時精算課税選択届出書」という。）を提出している場合を除き、当該相続時精算課税選択届出書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>第12条（（相続税の非課税財産）関係</p> <p>〔保険金関係〕</p> <p>（保険金の非課税金額の計算）</p> <p>12-9 相続人の取得した法第3条第1項第1号に掲げる保険金（法第12条第1項第4号に掲げる給付金を受ける権利を除く。以下12-9において同じ。）の合計額の全部又は一部について<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）</u>第70条第1項（同条第10項において準用する場合を含む。）又は第3項の規定の適用を受ける部分がある場合は、同条の規定の適用を受ける部分の金額を控除した後の保険金の額を基礎として法第12条第1項第5号に掲げる保険金の非課税金額を計算するものとする。なお、同号ロの規定によるこの保険金の非課税金額の計算を算式で示せば、次のとおりである。</p> <p>・・・</p> <p>第18条（（相続税額の加算）関係</p>

改正後	改正前					
<p>(相続税額の加算の対象とならない相続税額)</p> <p>18-5 . . . .</p> <p>(注) . . . .</p> <p>Cは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額</p> <p>(1) 令和6年1月1日以後に当該特定贈与者からの贈与により取得した財産の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">当該相続時精算課税適用者が当該特定贈与者から贈与を受けた年分ごとに次の算式により算出した金額の合計額</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; padding-left: 2em;">           当該相続時精算課税適用者の相続時精算課税の適用を受ける財産で当該特定贈与者の一親等の血族(法第18条第1項に規定する一親等の血族に限る。)であった期間内に当該特定贈与者から取得したもの(以下18-5において「一親等時贈与財産」という。)の当該取得の時の価額         </td> <td style="width: 50%; padding-left: 2em;">           当該期間内の当該特定贈与者に係る各年の贈与税の相続時精算課税に係る基礎控除の額(※)         </td> </tr> </table> <p style="padding-left: 2em;">※ 同一年中に当該特定贈与者から一親等時贈与財産と一親等時贈与財産以外の相続時精算課税の適用を受ける財産(以下18-5において「一親等時贈与財産以外の財産」という。)のいずれも取得した年分については、次の算式により算出した金額(法施行令第5条の2の2第1項に規定する「調整控除額」をいう。)となる。</p> <table style="width: 100%; border: none; margin-left: 2em;"> <tr> <td style="width: 50%;">           当該年分において当該特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額から控除した相続時精算課税に係る基礎控除の額         </td> <td style="width: 5%; text-align: center;">×</td> <td style="width: 45%;">           当該年分における一親等時贈与財産の当該取得の時の価額と一親等時贈与財産以外の財産の当該取得の時の価額との合計額         </td> </tr> </table> <p>(2) 令和5年12月31日以前に当該特定贈与者からの贈与により取得した財産の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">一親等時贈与財産の当該取得の時の価額</p> <p>第19条((相続開始前7年以内に贈与があった場合の相続税額)関係)</p> <p>(相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額)</p> <p>19-1 法第19条第1項の規定により相続税の課税価格に加算される同項に規定する加算対象贈与財産(以下41-5までにおいて「加算対象贈与財産」という。)の価額は、当該財産の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額となることに留意する。</p> <p>(1) 加算対象贈与財産のうち相続の開始前3年以内に取得した財産 当該財産に係る贈与の時の価額</p> <p>(2) 加算対象贈与財産のうち相続の開始前3年以内に取得した財産以外の財産 当該財産に係る</p>	当該相続時精算課税適用者の相続時精算課税の適用を受ける財産で当該特定贈与者の一親等の血族(法第18条第1項に規定する一親等の血族に限る。)であった期間内に当該特定贈与者から取得したもの(以下18-5において「一親等時贈与財産」という。)の当該取得の時の価額	当該期間内の当該特定贈与者に係る各年の贈与税の相続時精算課税に係る基礎控除の額(※)	当該年分において当該特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額から控除した相続時精算課税に係る基礎控除の額	×	当該年分における一親等時贈与財産の当該取得の時の価額と一親等時贈与財産以外の財産の当該取得の時の価額との合計額	<p>(相続税額の加算の対象とならない相続税額)</p> <p>18-5 . . . .</p> <p>(注) . . . .</p> <p>Cは、当該相続時精算課税適用者の相続時精算課税の適用を受ける財産で特定贈与者の一親等の血族(法第18条第1項に規定する一親等の血族に限る。)であった期間内に当該特定贈与者から取得したものの当該取得の時の価額</p> <p>第19条((相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額)関係)</p> <p>(贈与により取得した財産の価額)</p> <p>19-1 法第19条第1項の規定により相続税の課税価格に加算される財産の価額は、当該財産に係る贈与の時の価額によるのであるから留意する。</p>
当該相続時精算課税適用者の相続時精算課税の適用を受ける財産で当該特定贈与者の一親等の血族(法第18条第1項に規定する一親等の血族に限る。)であった期間内に当該特定贈与者から取得したもの(以下18-5において「一親等時贈与財産」という。)の当該取得の時の価額	当該期間内の当該特定贈与者に係る各年の贈与税の相続時精算課税に係る基礎控除の額(※)					
当該年分において当該特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額から控除した相続時精算課税に係る基礎控除の額	×	当該年分における一親等時贈与財産の当該取得の時の価額と一親等時贈与財産以外の財産の当該取得の時の価額との合計額				

改正後	改正前												
<p>贈与の時における価額の合計額から100万円を控除した残額</p> <p>(注) 1 当該財産を取得した者ごとに100万円を控除することに留意する。</p> <p>2 当該価額の合計額が100万円以下である場合には、当該残額は零となることに留意する。</p> <p>(法第19条第1項の規定の適用を受ける贈与)</p> <p>19-2 加算対象贈与財産及び加算対象贈与財産のうち「相続の開始前3年以内に取得した財産以外の財産」(注1)は、相続又は遺贈により財産を取得した者に係る次に掲げる日の区分に応じ、これらの財産ごとにそれぞれに掲げる期間において贈与により取得した財産をいうことに留意する(法19①、所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)附則19①～③)。</p>	<p>(相続開始前3年以内の贈与)</p> <p>19-2 法第19条に規定する「当該相続の開始前3年以内」とは、当該相続の開始の日からさかのぼって3年目の応当日から当該相続の開始の日までの間をいうのであるから留意する。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 510 416 632">相続又は遺贈により財産を取得した日</th> <th data-bbox="416 510 757 632">加算対象贈与財産に係る期間(注2)</th> <th data-bbox="757 510 1115 632">「相続の開始前3年以内に取得した財産以外の財産」に係る期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 632 416 759">令和6年1月1日から令和8年12月31日まで</td> <td data-bbox="416 632 757 759">相続の開始の日から遡って3年目の応当日から当該相続の開始の日までの間</td> <td data-bbox="757 632 1115 759" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 759 416 887">令和9年1月1日から令和12年12月31日まで</td> <td data-bbox="416 759 757 887">令和6年1月1日から相続の開始の日までの間</td> <td data-bbox="757 759 1115 887">令和6年1月1日から、相続の開始の日から遡って3年目の応当日の前日までの間(注3)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 887 416 1037">令和13年1月1日以後</td> <td data-bbox="416 887 757 1037">相続の開始の日から遡って7年目の応当日から当該相続の開始の日までの間</td> <td data-bbox="757 887 1115 1037">相続の開始の日から遡って7年目の応当日から、当該相続の開始の日から遡って3年目の応当日の前日までの間</td> </tr> </tbody> </table>	相続又は遺贈により財産を取得した日	加算対象贈与財産に係る期間(注2)	「相続の開始前3年以内に取得した財産以外の財産」に係る期間	令和6年1月1日から令和8年12月31日まで	相続の開始の日から遡って3年目の応当日から当該相続の開始の日までの間	/	令和9年1月1日から令和12年12月31日まで	令和6年1月1日から相続の開始の日までの間	令和6年1月1日から、相続の開始の日から遡って3年目の応当日の前日までの間(注3)	令和13年1月1日以後	相続の開始の日から遡って7年目の応当日から当該相続の開始の日までの間	相続の開始の日から遡って7年目の応当日から、当該相続の開始の日から遡って3年目の応当日の前日までの間	
相続又は遺贈により財産を取得した日	加算対象贈与財産に係る期間(注2)	「相続の開始前3年以内に取得した財産以外の財産」に係る期間											
令和6年1月1日から令和8年12月31日まで	相続の開始の日から遡って3年目の応当日から当該相続の開始の日までの間	/											
令和9年1月1日から令和12年12月31日まで	令和6年1月1日から相続の開始の日までの間	令和6年1月1日から、相続の開始の日から遡って3年目の応当日の前日までの間(注3)											
令和13年1月1日以後	相続の開始の日から遡って7年目の応当日から当該相続の開始の日までの間	相続の開始の日から遡って7年目の応当日から、当該相続の開始の日から遡って3年目の応当日の前日までの間											
<p>(注) 1 「相続の開始前3年以内に取得した財産以外の財産」については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が相続又は遺贈により財産を取得した者の相続税の課税価格に加算されることに留意する。</p> <p>2 以下19-11までにおいて「加算対象期間」という。</p> <p>3 相続又は遺贈により財産を取得した日が令和9年1月1日である場合においては、当該相続に係る「相続の開始前3年以内に取得した財産以外の財産」に係る期間はないことに留意する。</p>													
<p>(相続の放棄等をした者が当該相続の加算対象期間内に贈与を受けた財産)</p> <p>19-3 加算対象期間内に被相続人からの贈与により財産を取得した者(当該被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者を除く。)が当該被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた場合、当該被相続人から当該相続の開始前3年以内に贈与を受けた財産は、当該被相続人から当該相続の開始前3年以内に当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者(当該被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者を除く。)が当該被相続人から相続又は遺贈によ</p>	<p>(相続の放棄等をした者が当該相続の開始前3年以内に贈与を受けた財産)</p> <p>19-3 相続開始前3年以内に当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者(当該被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者を除く。)が当該被相続人から相続又は遺贈によ</p>												

改正後	改正前
<p>った場合においては、その者については、<u>法第19条第1項の規定の適用がないことに留意する。</u></p> <p>なお、当該相続時精算課税適用者については、当該被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかった場合であっても、<u>同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><b>(加算対象期間内に被相続人からの贈与により国外財産を取得している場合)</b></p> <p>19-4 贈与税の制限納税義務者が贈与により法施行地外にある財産を取得した場合には当該財産の価額は贈与税の課税価格に算入されないことから、当該贈与をした者の相続の開始に係る相続税の課税価格の計算における当該財産の価額については、当該贈与を受けた者が当該相続の開始の時に相続税の無制限納税義務者に該当する場合であっても、<u>法第19条第1項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><b>(債務の通算)</b></p> <p>19-5 <u>加算対象贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算した場合においても、その加算した財産の価額からは法第13条第1項、第2項又は第4項に規定する控除はしないことに留意する。</u></p> <p><b>(「課せられた贈与税」の意義)</b></p> <p>19-6 法第19条第1項に規定する「課せられた贈与税」には、<u>加算対象贈与財産に対して課されるべき贈与税（法第37条第1項及び第2項の規定による更正又は決定をすることができなくなった贈与税を除く。）も含まれるものとして取り扱うものとする。</u>この場合において、当該贈与税については、速やかに課税手続をとることに留意する。</p> <p><u>なお、法第19条第1項の規定の適用により相続税の課税価格に加算される相続の開始前3年以内に取得した財産以外の財産の価額が零となる場合であっても、当該財産に係る贈与税は、同項に規定する「課せられた贈与税」に含まれることに留意する。</u></p> <p><b>(相続税額から控除する贈与税額の計算)</b></p> <p>19-7 法第19条第1項の規定の適用がある者の相続税額から控除する贈与税額の算出方法を算式で示すと、次に掲げるとおりである。</p> <p>・・・</p> <p>(注) ・・・</p> <p>Bは、その年分の贈与税の課税価格（法第19条第1項に規定する特定贈与財産（以下21の6-3までにおいて「特定贈与財産」という。）及び相続時精算課税の適用を受ける財産がある</p>	<p>り財産を取得しなかった場合においては、その者については、<u>法第19条の規定の適用がないのであるから留意する。</u></p> <p>なお、当該相続時精算課税適用者については、当該被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかった場合であっても、<u>同条の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><b>(相続の開始前3年以内に被相続人からの贈与により国外財産を取得している場合)</b></p> <p>19-4 贈与税の制限納税義務者が贈与により法施行地外にある財産を取得した場合には当該財産の価額は贈与税の課税価格に算入されない<u>のであるから</u>、当該贈与をした者の相続の開始に係る相続税の課税価格の計算において当該財産の価額は、当該贈与を受けた者が当該相続の開始した時に相続税の無制限納税義務者に該当する場合であっても、<u>法第19条第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p> <p><b>(債務の通算)</b></p> <p>19-5 <u>法第19条の規定により相続開始前3年以内に贈与によつて取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算した場合においても、その加算した財産の価額からは法第13条第1項、第2項又は第4項に規定する控除はしないのであるから留意する。</u></p> <p><b>(「課せられた贈与税」の意義)</b></p> <p>19-6 法第19条に規定する「課せられた贈与税」には、<u>相続開始前3年以内の贈与財産に対して課されるべき贈与税（法第37条第1項及び第2項の規定による更正又は決定をすることができなくなった贈与税を除く。）も含まれるものとして取り扱うものとする。</u>この場合において、当該贈与税については、速やかに課税手続をとることに留意する。</p> <p><b>(相続税額から控除する贈与税額の計算)</b></p> <p>19-7 法第19条の規定の適用がある者の相続税額から控除する贈与税額の算出方法を算式で示すと、次に掲げるとおりである。</p> <p>・・・</p> <p>(注) ・・・</p> <p>Bは、その年分の贈与税の課税価格（法第19条第1項に規定する特定贈与財産（以下21の6-3までにおいて「特定贈与財産」という。）及び第21条の10の規定により計算される課税価</p>

改正後	改正前
<p>場合には、その価額を控除した後の課税価格)</p> <p>Cは、その年中に贈与により取得した財産の価額の合計額のうち法第19条第1項の規定により相続税の課税価格に加算された部分の金額(当該財産のうち同項の相続の開始前3年以内に取得した財産以外の財産にあつては、当該財産の価額の合計額から同項の規定により100万円を控除する前の当該財産の価額)</p> <p>・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>Cは、その年分の特例贈与財産の価額の合計額のうち法第19条第1項の規定により相続税の課税価格に加算された部分の価額(当該特例贈与財産のうち同項の相続の開始前3年以内に取得した財産以外の財産にあつては、当該財産の価額の合計額から同項の規定により100万円を控除する前の当該財産の価額)</p> <p>(2) 措置法第70条の2の5第3項に規定する一般贈与財産(以下19-7において「一般贈与財産」という。)</p> <p>・・・</p> <p>Cは、その年分の一般贈与財産の価額の合計額のうち法第19条第1項の規定により相続税の課税価格に加算された部分の価額(当該一般贈与財産のうち同項の相続の開始前3年以内に取得した財産以外の財産にあつては、当該財産の価額の合計額から同項の規定により100万円を控除する前の当該財産の価額)</p> <p>(贈与税の配偶者控除の適用順序)</p> <p>19-8 被相続人の配偶者が、当該被相続人から相続開始の日の属する年の3年前の年に2回以上にわたって法第21条の6第1項の規定による贈与税の配偶者控除(以下21-8の3までにおいて「贈与税の配偶者控除」という。)の適用を受けることができる居住用不動産又は居住用不動産の取得のための金銭(以下19-8において「居住用不動産等」という。)の贈与を受け、当該年分の贈与税につき贈与税の配偶者控除の規定の適用を受けている場合で、当該贈与により取得した居住用不動産等の価額の合計額が贈与税の配偶者控除を受けることができる金額を超え、かつ、当該贈与に係る居住用不動産等のうちに相続開始前3年以内の贈与に該当するものと該当しないものがあるときにおける法第19条第1項の規定の適用に当たっては、贈与税の配偶者控除は、まず、相続税の課税価格の計算上、相続開始前3年以内の贈与に該当する居住用不動産等から適用されたものとして取り扱うものとする。</p> <p>(注) 当該相続開始の日が令和13年1月1日以後であり、かつ、当該相続開始の日の属する年の7年前の年に居住用不動産等の贈与を受けている場合には、上記通達中「3年」とあるのは「7年」と読み替えるものとする。</p>	<p>格がある場合には、その価額を控除した後の課税価格)</p> <p>Cは、その年分の贈与財産の価額の合計額のうち法第19条の規定により相続税の課税価格に加算された部分の金額</p> <p>・・・</p> <p>(1) ・・・</p> <p>Cは、その年分の特例贈与財産の価額の合計額のうち<u>相続税法</u>第19条の規定により相続税の課税価格に加算された部分の価額</p> <p>(2) <u>同項</u>に規定する一般贈与財産(以下19-7において「一般贈与財産」という。)</p> <p>・・・</p> <p>Cは、その年分の一般贈与財産の価額の合計額のうち<u>相続税法</u>第19条の規定により相続税の課税価格に加算された部分の価額</p> <p>(贈与税の配偶者控除の適用順序)</p> <p>19-8 被相続人の配偶者が、当該被相続人から相続開始の日の属する年の3年前の年に2回以上にわたって法第21条の6第1項の規定による贈与税の配偶者控除の適用を受けることができる居住用不動産又は居住用不動産の取得のための金銭(以下19-8において「居住用不動産等」という。)の贈与を受け、当該年分の贈与税につき贈与税の配偶者控除の規定の適用を受けている場合で、当該贈与により取得した居住用不動産等の価額の合計額が贈与税の配偶者控除を受けることができる金額を超え、かつ、当該贈与に係る居住用不動産等のうちに相続開始前3年以内の贈与に該当するものと該当しないものがあるときにおける法第19条の規定の適用に当たっては、<u>法第21条の6第1項の規定による贈与税の配偶者控除は、まず、相続税の課税価格の計算上、相続開始前3年以内の贈与に該当する居住用不動産等から適用されたものとして取り扱うものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(相続時精算課税適用者に対する法第19条第1項の規定の適用)</p> <p>19-11 相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産については法第19条第1項の規定の適用はないが、当該特定贈与者の<u>相続に係る加算対象期間内</u>で、かつ、相続時精算課税の適用を受ける年分前に当該相続時精算課税適用者が、特定贈与者である被相続人からの贈与により取得した財産（年の中途において特定贈与者の推定相続人となったときには、推定相続人となった時前に当該特定贈与者からの贈与により取得した財産を含む。）については、<u>同項の規定により当該財産の価額を相続税の課税価格に加算することとなることに留意する。</u></p> <p>また、当該被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかった者であっても、その者が当該被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者であり、かつ、当該被相続人から<u>加算対象期間内</u>に贈与により取得した財産（相続時精算課税の適用を受ける財産を除く。）がある場合においては、その者については、<u>同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(注) <u>当該相続時精算課税適用者が当該特定贈与者からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産について、法第21条の16第3項第2号の規定の適用により相続税の課税価格に算入する金額がない場合においても、当該被相続人から加算対象期間内に贈与により取得した財産（相続時精算課税の適用を受ける財産を除く。）があるときは、当該相続時精算課税適用者については、法第19条第1項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>第19条の2（配偶者に対する相続税額の軽減）関係</p> <p>(配偶者に係る相続税の課税価格に相当する金額の計算の基礎とされる財産)</p> <p>19の2-4 法第19条の2第1項第2号ロに規定する「当該相続又は遺贈により財産を取得した配偶者に係る相続税の課税価格に相当する金額」の計算の基礎とされる財産とは、当該配偶者が取得した次に掲げる財産をいうことに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(5) 当該相続に係る被相続人から贈与により取得した<u>加算対象贈与財産</u></p> <p>・・・</p> <p>(隠蔽仮装行為があった場合の配偶者の税額軽減額の計算方法)</p> <p>19の2-7の2 ・・・</p> <p>(注) <u>1</u> ・・・</p>	<p>(相続時精算課税適用者に対する法第19条の規定の適用)</p> <p>19-11 相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産については法第19条の規定の適用はないが、当該特定贈与者に係る<u>相続の開始前3年以内</u>で、かつ、相続時精算課税の適用を受ける年分前に当該相続時精算課税適用者が、特定贈与者である被相続人からの贈与により取得した財産（年の中途において特定贈与者の推定相続人となったときには、推定相続人となった時前に当該特定贈与者からの贈与により取得した財産を含む。）については、<u>同条第1項の規定により当該財産の価額を相続税の課税価格に加算することとなるのであるから留意する。</u></p> <p>また、当該被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかった者であっても、その者が当該被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者であり、かつ、当該被相続人から<u>相続開始前3年以内</u>に贈与により取得した財産（相続時精算課税の適用を受ける財産を除く。）がある場合においては、その者については、<u>同条の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>第19条の2（配偶者に対する相続税額の軽減）関係</p> <p>(配偶者に係る相続税の課税価格に相当する金額の計算の基礎とされる財産)</p> <p>19の2-4 法第19条の2第1項第2号ロに規定する「当該相続又は遺贈により財産を取得した配偶者に係る相続税の課税価格に相当する金額」の計算の基礎とされる財産とは、当該配偶者が取得した次に掲げる財産をいうのであるから留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(5) 法第19条の規定により相続開始前3年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により取得した財産の価額が相続税の課税価格に加算された場合における当該財産</p> <p>・・・</p> <p>(隠蔽仮装行為があった場合の配偶者の税額軽減額の計算方法)</p> <p>19の2-7の2 ・・・</p> <p>(注) ・・・</p>

改正後	改正前
<p>bは、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者（以下19の2-7の2において「納税義務者」という。）が相続又は遺贈により取得した財産の価額のうち被相続人の配偶者が行った法第19条の2第6項に規定する<u>隠蔽</u>偽装行為による事実に基づく金額（以下19の2-7の2において「<u>隠蔽</u>偽装行為に係る金額」という。）と当該納税義務者の債務及び葬式費用のうち当該配偶者が行った<u>隠蔽</u>偽装行為に係る金額との合計額（当該合計額が当該納税義務者に係る相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額（法第13条第1項、第2項又は第4項の規定の適用がある場合にはこれらの規定による控除後の金額をいう。以下19の2-7の2において「純資産価額」という。）を上回る場合には、当該納税義務者に係る純資産価額とする。）</p> <p>cは、納税義務者に係る<u>加算対象贈与</u>財産の価額のうち被相続人の配偶者が行った<u>隠蔽</u>偽装行為に係る金額</p> <p>dは、被相続人の配偶者が相続又は遺贈により取得した財産の価額のうち納税義務者が行った<u>隠蔽</u>偽装行為に係る金額と当該配偶者の債務及び葬式費用のうち当該納税義務者が行った<u>隠蔽</u>偽装行為に係る金額との合計額（当該合計額が当該配偶者に係る純資産価額を上回る場合には、当該配偶者に係る純資産価額とする。）</p> <p>eは、被相続人の配偶者に係る<u>加算対象贈与</u>財産の価額のうち納税義務者が行った<u>隠蔽</u>偽装行為に係る金額</p> <p>・・・</p> <p>gは、被相続人の配偶者が相続又は遺贈により取得した財産の価額（法第19条の2第2項に規定する分割されていない財産の価額を除く。）のうち納税義務者が行った<u>隠蔽</u>偽装行為に係る金額と当該配偶者の債務及び葬式費用のうち当該納税義務者が行った<u>隠蔽</u>偽装行為に係る金額との合計額（当該合計額が法第19条の2第1項第2号ロの金額の計算の基となった純資産価額に相当する金額を上回る場合には、当該純資産価額に相当する金額）</p> <p><u>2 隠蔽偽装行為に係る金額が次に掲げる財産に係るものである場合には、当該財産に係る隠蔽偽装行為に係る金額は、それぞれ次に定める金額となることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>相続時精算課税の適用を受ける財産（令和6年1月1日以後の贈与により取得したものに限る。）</u> 当該<u>隠蔽</u>偽装行為に係る金額又は当該財産を贈与により取得した日の属する年中に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除をした残額のいずれか少ない金額</p> <p>(2) <u>加算対象贈与財産のうち相続の開始前3年以内に取得した財産以外の財産</u> 当該<u>隠蔽</u>偽装行為に係る金額又は当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額のいずれか少ない金額</p>	<p>bは、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者（以下19の2-7の2において「納税義務者」という。）が相続又は遺贈により取得した財産の価額のうち被相続人の配偶者が行った法第19条の2第6項に規定する<u>隠ぺい</u>偽装行為による事実に基づく金額（以下19の2-7の2において「<u>隠ぺい</u>偽装行為に係る金額」という。）と当該納税義務者の債務及び葬式費用のうち当該配偶者が行った<u>隠ぺい</u>偽装行為に係る金額との合計額（当該合計額が当該納税義務者に係る相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額（法第13条第1項、第2項又は第4項の規定の適用がある場合にはこれらの規定による控除後の金額をいう。以下19の2-7の2において「純資産価額」という。）を上回る場合には、当該納税義務者に係る純資産価額とする。）</p> <p>cは、納税義務者につき法第19条の規定により相続税の課税価格に加算される財産の価額のうち被相続人の配偶者が行った<u>隠ぺい</u>偽装行為に係る金額</p> <p>dは、被相続人の配偶者が相続又は遺贈により取得した財産の価額のうち納税義務者が行った<u>隠ぺい</u>偽装行為に係る金額と当該配偶者の債務及び葬式費用のうち当該納税義務者が行った<u>隠ぺい</u>偽装行為に係る金額との合計額（当該合計額が当該配偶者に係る純資産価額を上回る場合には、当該配偶者に係る純資産価額とする。）</p> <p>eは、被相続人の配偶者につき法第19条の規定により相続税の課税価格に加算される財産の価額のうち納税義務者が行った<u>隠ぺい</u>偽装行為に係る金額</p> <p>・・・</p> <p>gは、被相続人の配偶者が相続又は遺贈により取得した財産の価額（法第19条の2第2項に規定する分割されていない財産の価額を除く。）のうち納税義務者が行った<u>隠ぺい</u>偽装行為に係る金額と当該配偶者の債務及び葬式費用のうち当該納税義務者が行った<u>隠ぺい</u>偽装行為に係る金額との合計額（当該合計額が法第19条の2第1項第2号ロの金額の計算の基となった純資産価額に相当する金額を上回る場合には、当該純資産価額に相当する金額）</p>

改正後	改正前
<p>第20条((相次相続控除))関係</p> <p>(相次相続控除の算式)</p> <p>20-3 . . .</p> <p>(注) . . .</p> <p>Bは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産の価額及び当該第1次相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものの価額(令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産については、当該贈与により取得した年ごとに法第21条の15第1項又は第21条の16第3項の規定により相続時精算課税に係る基礎控除をした残額の合計額。以下20-3において同じ。)の合計額から債務控除をした後の金額</p> <p>Cは、第2次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した財産の価額及び当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものの価額の合計額から債務控除をした後の金額</p> <p>Dは、第2次相続により当該控除対象者が取得した財産の価額及び当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものの価額の合計額から債務控除をした後の金額</p> <p>. . .</p> <p>第20条の2((在外財産に対する相続税額の控除))関係</p> <p>(「当該財産の価額」等の意義)</p> <p>20の2-2 . . .</p> <p>(注) 法第20条の2に規定する「当該財産」が相続時精算課税の適用を受ける財産(令和6年1月1日以後の贈与により取得したものに限り。)である場合の同条に規定する「当該財産の価額」は、当該財産の贈与の時ににおける価額(法第21条の15第1項又は第21条の16第3項の規定による相続時精算課税に係る基礎控除をする前の価額)又は当該財産を贈与により取得した日の属する年中に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除をした残額のいずれか少ない金額となることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 贈与税</p> <p>第21条の2((贈与税の課税価格))関係</p>	<p>第20条((相次相続控除))関係</p> <p>(相次相続控除の算式)</p> <p>20-3 . . .</p> <p>(注) . . .</p> <p>Bは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産(当該第1次相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)の価額(債務控除をした後の金額)</p> <p>Cは、第2次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した財産(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)の価額(債務控除をした後の金額)</p> <p>Dは、第2次相続により当該控除対象者が取得した財産(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)の価額(債務控除をした後の金額)</p> <p>. . .</p> <p>第20条の2((在外財産に対する相続税額の控除))関係</p> <p>(「当該財産の価額」等の意義)</p> <p>20の2-2 . . .</p> <p style="text-align: center;">第2節 贈与税</p> <p>第21条の2((贈与税の課税価格))関係</p>

改正後	改正前
<p>(贈与税の課税価格の端数処理)</p> <p>21の2-5 . . .</p> <p>(注) 上記により端数処理を行うときの贈与税の課税価格は、法第21条の6第1項及び第21条の12第1項並びに措置法第70条の2の4第1項及び第70条の3の2第1項の規定による控除後の額であることに留意する。</p> <p>第21条の8((在外財産に対する贈与税額の控除))関係</p> <p>(「当該財産の価額」等の意義)</p> <p>21の8-3 法第21条の8に規定する「当該財産の価額」及び「課税価格に算入された財産の価額」とは、暦年課税においては贈与税の配偶者控除及び贈与税の基礎控除前の当該財産の価額、相続時精算課税においては相続時精算課税に係る基礎控除及び法第21条の12第1項に規定する特別控除前の当該財産の価額をいうものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3節 相続時精算課税</p> <p>第21条の9((相続時精算課税の選択))関係</p> <p>(相続時精算課税選択届出書の提出)</p> <p>21の9-3 <u>贈与により取得した財産について、相続時精算課税の適用を受けようとする者は、その年分の贈与税の申告書の提出を要しない場合であっても、法第21条の9第2項及び法施行令第5条第1項前段の規定に基づき相続時精算課税選択届出書をその提出期限までに提出する必要があることに留意する。なお、相続時精算課税選択届出書をその提出期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用を受けることはできないことに留意する。</u></p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 法第21条の9第2項及び法施行令第5条第1項前段の規定に基づき相続時精算課税選択届出書のみをその提出期限までに提出した場合には、相続時精算課税の適用を受けることができることから、例えば、贈与により財産を取得した者が当該規定に基づいてその提出期限までに相続時精算課税選択届出書のみを提出していた場合において、当該贈与を受けた年分に係る贈与税についての期限後申告書を提出することとなった場合でも、引き続き相続時精算課税の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>(年の中途において贈与者の推定相続人になった場合)</p>	<p>(贈与税の課税価格の端数処理)</p> <p>21の2-5 . . .</p> <p>(注) 上記により端数処理を行うときの贈与税の課税価格は、法第21条の6第1項、第21条の12第1項及び措置法第70条の2の4第1項の規定による控除後の額であることに留意する。</p> <p>第21条の8((在外財産に対する贈与税額の控除))関係</p> <p>(「当該財産の価額」等の意義)</p> <p>21の8-3 法第21条の8に規定する「当該財産の価額」及び「課税価格に算入された財産の価額」とは、暦年課税においては贈与税の配偶者控除及び贈与税の基礎控除前の当該財産の価額、相続時精算課税においては法第21条の12第1項に規定する特別控除額の控除前の当該財産の価額をいうものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3節 相続時精算課税</p> <p>第21条の9((相続時精算課税の選択))関係</p> <p>(提出期限後に「相続時精算課税選択届出書」が提出された場合)</p> <p>21の9-3 <u>贈与により財産を取得した者が当該財産について相続時精算課税選択届出書をその提出期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用を受けることはできないのであるから留意する。</u></p> <p>(注) . . .</p> <p>(年の中途において贈与者の推定相続人になった場合)</p>

改正後	改正前
<p>21の9-4 年の中途において、その年の1月1日において18歳以上(注1)の者が同日において60歳以上の者の推定相続人になったこと(その者の養子になった場合など)から、法第21条の9第4項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、法第21条の5(措置法第70条の2の4を含む。)の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注)1 . . .</p> <p>2 年の中途において贈与をした者の推定相続人となり、法第21条の9第3項の規定の適用を受ける場合においても、その年分の相続時精算課税に係る基礎控除の額は、110万円(同一年中において2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合には、特定贈与者ごとに21の11の2-2((特定贈与者が2人以上ある場合における相続時精算課税に係る基礎控除の額))の定めにより計算した金額)となることに留意する。</p> <p><u>第21条の11の2((相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除))関係</u></p> <p><u>(相続時精算課税に係る基礎控除の額)</u></p> <p>21の11の2-1 相続時精算課税に係る基礎控除の額は、各年分において、相続時精算課税適用者ごとに110万円であることに留意する。</p> <p>(注)1 同一年中に2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合の相続時精算課税に係る基礎控除の額は、特定贈与者ごとに21の11の2-2の定めにより計算した金額となることに留意する。</p> <p>2 上記の「110万円」は、措置法第70条の3の2第1項の規定の適用後の金額であることに留意する。</p> <p><u>(特定贈与者が2人以上ある場合における相続時精算課税に係る基礎控除の額)</u></p> <p>21の11の2-2 相続時精算課税適用者が同一年中において2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合における特定贈与者ごとの贈与税の課税価格から控除される相続時精算課税に係る基礎控除の額の計算を算式で示せば、次のとおりである。</p> $110\text{万円} \times \frac{\text{特定贈与者ごとの贈与税の課税価格}}{\text{特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額}}$ <p>(注)1 上記の算式により計算した特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除の額に1円未満の端数がある場合には、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除の額の合計額が110万円になるようにその端数を調整して差し支えない。</p> <p>2 上記算式中の「特定贈与者」には、贈与をした年の中途において死亡した特定贈与者も含</p>	<p>21の9-4 年の中途において、その年の1月1日において18歳以上(注)の者が同日において60歳以上の者の推定相続人になったこと(その者の養子になった場合など)から、法第21条の9第4項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、法第21条の5(措置法第70条の2の4を含む。)の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>まれることに留意する。</u></p> <p><u>(特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る贈与税の課税価格に異動があった場合)</u></p> <p><u>21の11の2-3 相続時精算課税適用者が同一年中に2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得している場合において、当該贈与に係るその年分の贈与税の申告書の提出期限の経過後に、当該年分の贈与税の課税価格に異動が生じたときにおける特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除の額は、当該異動後の贈与税の課税価格を基礎として計算した金額となることに留意する。</u></p> <p>第21条の15((相続時精算課税に係る相続税額))関係</p> <p>(相続税の課税価格への加算の対象となる財産)</p> <p>21の15-1 . . . .</p> <p>(注) . . . .</p> <p><u>ただし、令和6年1月1日以後に特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る同項の規定により相続税の課税価格に加算される金額は、当該財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除をした残額となることに留意する。</u></p> <p>(相続時精算課税の適用を受ける財産の価額)</p> <p>21の15-2 法第21条の15第1項に規定する「<u>第21条の9第3項の規定の適用を受けるものの価額</u>」は、相続開始時における当該財産の状態にかかわらず、当該財産に係る贈与の時における価額となり、<u>法第21条の15第1項の規定により相続税の課税価格に加算される金額は、法第21条の9第3項の規定の適用を受けるものの価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除をした残額となることに留意する。</u></p> <p>(注) 1 <u>特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合において、その年中に当該特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る法第21条の15第1項の規定により相続税の課税価格に加算される金額についても同様であることに留意する。</u></p> <p>2 <u>当該残額は、特定贈与者から贈与により財産を取得した年分ごとに計算することに留意する。</u></p> <p>3 <u>令和5年12月31日以前に特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る法第21条の15第1項の規定により相続税の課税価格に加算される金額については、当該財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除の額は控除しないことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>第21条の15((相続時精算課税に係る相続税額))関係</p> <p>(相続税の課税価格への加算の対象となる財産)</p> <p>21の15-1 . . . .</p> <p>(注) . . . .</p> <p>(相続時精算課税の適用を受ける財産の価額)</p> <p>21の15-2 法第21条の15第1項の規定により相続税の課税価格に加算される相続時精算課税の適用を受ける財産の価額は、相続開始時における当該財産の状態にかかわらず、当該財産に係る贈与の時における価額によるのであるから留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(「第21条の11の2第1項の規定による控除」の意義)</p> <p><u>21の15-2の2</u> 法第21条の15第1項に規定する「第21条の11の2第1項の規定による控除」は、法第21条の11の2第1項の贈与に係る贈与税の申告書の提出又は更正若しくは決定(以下21の15-2の2において「贈与税の申告等」という。)がされている場合には、当該贈与税の申告等に係る相続時精算課税に係る基礎控除の額によることに留意する。</p> <p>なお、相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与税の申告等がない場合における相続時精算課税に係る基礎控除の額は、110万円(同一年中に2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合には、特定贈与者ごとに21の11の2-2の定めにより計算した金額)となることに留意する。</p> <p>第21条の16((相続時精算課税に係る相続税額)関係)</p> <p>(法第21条の15の規定に関する取扱いの準用)</p> <p><u>21の16-1</u> 法第21条の16第3項の規定により相続税の課税価格に算入する金額については21の15-2、同項第2号に規定する「第21条の11の2第1項の規定による控除」については21の15-2の2、法第21条の16第4項に規定する「課せられた贈与税」については21の15-3、同項による贈与税の税額に相当する金額の控除の順序については21の15-4の取扱いに準ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 申告及び納付</p> <p>第34条((連帯納付の義務)関係)</p> <p>(「相続又は遺贈により受けた利益の価額」の意義)</p> <p>34-1 法第34条第1項又は第2項に規定する「相続又は遺贈により受けた利益の価額」とは、相続又は遺贈(相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与を含む。以下34-3までにおいて同じ。)により取得した財産の価額(法第12条第1項各号及び第21条の3第1項各号に掲げる課税価格計算の基礎に算入されない財産の価額を含む。)から法第13条の規定による債務控除の額並びに相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税額及び登録免許税額を控除した後の金額をいうものとする。</p> <p>(注) <u>相続又は遺贈により取得した財産が相続時精算課税の適用を受ける財産である場合には、当該財産の贈与の時ににおける価額(法第21条の15第1項又は第21条の16第3項の規定による相続時精算課税に係る基礎控除をする前の価額)となることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>第21条の16((相続時精算課税に係る相続税額)関係)</p> <p>(「課せられた贈与税」の意義等)</p> <p>21の16-1 法第21条の16第4項に規定する「課せられた贈与税」については21の15-3、同項による贈与税の税額に相当する金額の控除の順序については21の15-4の取扱いに準ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 申告及び納付</p> <p>第34条((連帯納付の義務)関係)</p> <p>(「相続又は遺贈により受けた利益の価額」の意義)</p> <p>34-1 法第34条第1項又は第2項に規定する「相続又は遺贈により受けた利益の価額」とは、相続又は遺贈(相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与を含む。以下34-3において同じ。)により取得した財産の価額(法第12条第1項各号及び第21条の3第1項各号に掲げる課税価格計算の基礎に算入されない財産の価額を含む。)から法第13条の規定による債務控除の額並びに相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税額及び登録免許税額を控除した後の金額をいうものとする。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第6章 延納及び物納</p> <p>第38条((延納の要件))関係</p> <p>(相続又は遺贈により取得した財産に含める贈与財産)</p> <p>38-3 法第19条第1項の規定により相続税の課税価格に加算される贈与財産で法第21条の2第4項の規定の適用があるもののうちに不動産、立木等法施行令第13条に規定する財産がある場合においては、当該財産は、法第38条第1項に規定する「相続又は遺贈により取得した財産」に含む<u>こと</u>に留意する。</p> <p>また、相続開始の年において、特定贈与者である被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産(令和6年1月1日以後に取得した財産で、かつ、<u>法第21条の15第1項又は第21条の16第3項の規定の適用により、当該財産の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除をした残額が零となる場合における当該財産を除く。)</u>のうちに不動産、立木等法施行令第13条に規定する財産がある場合についても、これに準ずる<u>こと</u>に留意する。</p> <p>第41条((物納の要件))関係</p> <p>(法第19条第1項の規定の適用がある贈与財産による物納)</p> <p>41-5 法第41条第2項に規定する「課税価格計算の基礎となった財産」には、<u>加算対象贈与財産(19-1(2)の財産の価額が零となる場合における当該財産を除く。)</u>を含む<u>こと</u>に留意する。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 延納及び物納</p> <p>第38条((延納の要件))関係</p> <p>(相続又は遺贈により取得した財産に含める贈与財産)</p> <p>38-3 法第19条の規定により相続税の課税価格に加算される贈与財産で法第21条の2第4項の規定の適用があるもののうちに不動産、立木等法施行令第13条に規定する財産がある場合においては、当該財産は、法第38条第1項に規定する「相続又は遺贈により取得した財産」に含む<u>のであるから</u>留意する。</p> <p>また、相続開始の年において、特定贈与者である被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産のうちに不動産、立木等法施行令第13条に規定する財産がある場合についても、これに準ずる<u>のであるから</u>留意する。</p> <p>第41条((物納の要件))関係</p> <p>(法第19条の規定の適用がある贈与財産による物納)</p> <p>41-5 法第41条第2項に規定する「課税価格計算の基礎となった財産」には、<u>相続又は遺贈によって財産を取得した者が当該相続に係る被相続人から贈与により取得した財産で、その価額が法第19条の規定により当該相続に係る相続税の課税価格に加算されたものを含むのであるから</u>留意する。</p>